

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議の名称 | 第74回芦屋市建築審査会 |
| 日時 | 令和3年3月17日(水) 10:00~ |
| 場所 | 東館3階 中会議室 |
| 出席者 | 会長 辻井 一成 委員 工藤 和美 麻木 邦子 横山 一也 欠席委員 神農 悠聖 藤本 幹也 仲西 博子 |
| 事務局 | 建築指導課 課長 灰佐 信祐 主幹 島津 久夫 係長 五島 慶太 係員 飛延 由希 岡崎 大地 |
| 会議の公開 | ■ 公開 □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者4人中4人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> |
| 傍聴者数 | 0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。) |

1 会議次第

- (1) 議事 道路に接しない敷地内に一戸建ての住宅を新築する件(松浜町)
- (2) その他 次回の建築審査会について

2 提出資料

第74回芦屋市建築審査会資料 一式

3 審議内容

開会

(会長)事務局、議題について説明してください。

(事務局岡崎)上記の議事について第74回芦屋市建築審査会資料(付近見取図、配置図、平面図等)を用いて計画の概略の説明。

(会長)質疑はありませんか。

(会長)申請者は法人だが、どのような業を行っている法人か。

(事務局岡崎)不動産業者である。

(麻木委員)同じ道で平成29年にも許可をしているが、その際も建築審査会で審議されているか。

(事務局五島)同様に建築審査会で審議されている。

(横山委員)工事種別は新築とあるが、許可申請の取扱より、新築では地階を除く階数が3以上のものは許可対象外とするため、地上3階建ては建築できないのではないか。

(事務局五島)取扱上は地上3階建てであっても、準耐火建築物とすることで建築することが可能となる。

(麻木委員)西側の共同住宅の敷地は後退しているか。

(事務局五島) 西側の敷地については接道規定を満たしているため、許可を受ける必要がなく、後退義務は発生しない。

(麻木委員) 西側の敷地に後退義務が発生しないということは、この道は将来的にも幅員4 mを確保することはできないのか。

(事務局五島) 接道規定を満たす敷地については許可を受ける必要がなく、後退義務が発生しないため、将来的にも幅員4 mを確保することは難しい。法律上、のど元敷地もあわせて4 mの空地を確保することは困難なのが実情である。

(工藤委員) この道沿いで過去に2件許可をしている様だが、許可申請通り中心から2 m後退して建築されているか。写真を見る限り、過去に許可した2件が後退しているように見えず、敷地の一部として使用しているように見える。建築物は後退して建てたとしても、駐車スペースとして使用されているのではないか。

(事務局五島) 許可申請時には、後退部分を駐車スペースとして使用する形態になっていなくても、後退部分に一部車両がはみ出していたり、自転車やバイクを置いているケースは実際にあり、課題はあると考えている。一方で、後退部分を敷地に含むことができないという点では、門塀を建てることはできないし、建築物自体のボリュームを小さくすることもできていると考える。

(会長) 消防車が入る幅はあるか。

(事務局五島) 今回のケースであれば、道が4 m未満であるため、南側の建築基準法上の道路に消防車を停めて、消火活動にあたるものと考えられる。消火栓は半径約40 m以内に2か所あり、消火活動に支障がないことは確認している。

(会長) 全会一致で同意ということで、よろしいか。

〈全員異議なし〉

閉会